

船舶事故調査報告書

平成23年7月28日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 石川 敏 行
 委員 根本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成23年1月9日（日） 11時30分ごろ
発生場所	徳島県鳴門市内海 鳴門市亀浦港北防波堤東灯台から真方位245° 1,180m付近 （概位 北緯34° 13.7′ 東経134° 36.7′）
事故調査の経過	平成23年1月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 幸丸、0.9トン TO3-19072（漁船登録番号）、個人所有 7.31m（Lr）×1.80m×0.60m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数40、平成6年3月4日 B モーターボート 海童、5トン未満 280-36546徳島、個人所有 6.66m（Lr）×2.25m×1.02m、FRP ディーゼル機関、54.43kW、平成10年3月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 76歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年3月10日 免許証交付日 平成21年2月24日 （平成26年5月16日まで有効） B 船長B 男性 67歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年1月31日 免許証交付日 平成21年6月4日 （平成26年8月6日まで有効）
死傷者等	A なし B 負傷 1人（同乗者）
損傷	A 船首外板に擦過傷 B 右舷船尾外板に破口及び右舷船尾ブルワークに曲損
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、約7ノットの対地速力で手動操舵により航行し、鳴門市の島田島と大毛島とを結ぶ掘越橋の下を通過した頃、船長Aが、前路に他船はいないものと思い、内海で錨泊していたB船に気付かず、船尾に行きつて餌の入った容器の水換えを始めたところ、平成23

	<p>年1月9日11時30分ごろ、A船の船首部とB船の船尾部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、衝突後、回頭してB船に近づいたが、船長Bの救助要請が分からず、B船の同乗者が落水したことに気付かなかったことから、B船に支障がないものと思って係留地に帰航した。</p> <p>B船は、船長Bほか同乗者1人が乗船し、11時00分ごろ、堀越橋南西方沖600m付近の水深約8mのところで機関を止め、船首及び船尾からそれぞれ錨を投入して船首を南西方に向けて錨泊し、船長B及び同乗者が左舷船尾部で釣りを始めた。</p> <p>船長Bは、船尾方約10mをB船に向けて接近するA船に気付き、危ないと大声で叫んで注意を喚起したがB船とA船とが衝突し、衝撃で同乗者が海中に投げ出された。</p> <p>同乗者は、付近航行中の漁船の協力によりB船に引き上げられ、B船は、自力で係留地に帰航した。</p> <p>同乗者は、左肋骨打撲及び頸椎捻挫を負い、全治2週間の加療を要した。</p>	
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北～北西、風速 3m/s、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、救命胴衣未着用であり、船長B及び同乗者は、2人とも救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長Aは、堀越橋付近海域が通航船の航路筋に当たり、これまで同海域で錨泊している船を見かけたことがなかったため、錨泊船の存在について留意していなかった。</p> <p>B船は、錨の重さが船首約15kg、船尾約5kgであり、船首尾から化学繊維製の錨索をそれぞれ約20m延出していた。</p> <p>船長Bは、携帯電話で最寄りの海上保安部に本事故の発生を連絡した。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>A船は、内海を南西進中、船長Aが、前路に他船はいないと思い込み、船尾で餌の水換えを始め、見張りを行っていなかったことから、前路で錨泊中のB船に気付かず、B船に向けて航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、内海で錨泊中、船長Bが、B船に向けて接近するA船に気付き、A船に対して大声で叫んで注意を喚起したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、内海において、A船が南西進中、B船が錨泊中、船長Aが、見張りを行っていなかったため、B船に気付かずに航行し、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	